

# 業務委託契約書

1. 業務名 学校教職員在宅勤務環境整備事業 校務システム導入業務
2. 実施場所 別記のとおり
3. 完了期限 令和3年3月30日
4. 契約額 ¥0,000,000-  
(うち 消費税 ¥000,000-)
5. 契約保証金 ¥000,000-
6. 契約種別 請負契約
7. その他条件 前払金 なし 部分払金 なし

上記の業務について、西原町教育委員会 教育長 新島 悟(以下「甲」という。)と会社名 代表 (以下「乙」という。)との間に次の条項により契約を締結する。

この契約を証するため本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自1通を保持するものとする。

令和3年 月 日

(甲) 西原町字与那城 140 番地の 1  
西原町教育委員会  
教育長 新島 悟

(乙) ○○市○○○丁目○番○号  
会社  
代表

(総則)

第1条 甲は、冒頭に記載された業務について、別記「委託業務内容」に記載された業務の実施を本契約の各条項に定めるところにより乙に委託し、乙はこれを受託し、遂行する。

2 本契約は日本国の法令および沖縄県西原町の定める条例等に準拠する。

3 本契約の変更は甲乙それぞれの代表者が作成した書面またはそれに準ずるものによってのみ行うことができる。

(契約の履行)

第2条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(業務実施上の注意)

第3条 乙は、業務の一部を乙の指定する事業者（以下「乙の委託事業者」という。）に委託することができる。

2 乙は、前項の委託を行うに際し、甲に書面にて当該乙の委託事業者について報告しなければならない。

3 乙の委託事業者の選任、監視及び乙の委託事業者の行った作業の結果については、乙が一切の責任を負うものとする。

4 甲は、乙及び乙の委託事業者の従業員を必要に応じて甲の事務所内に立ち入らせることができる。乙は、甲の事務所内に立ち入る必要がある場合、事前に甲の了解を得ることとし、乙及び乙の委託事業者は、当該従業員に必ず身分証明書を携行させなければならない。

5 乙及び乙の委託事業者が甲の事務所内にて作業を実施する場合、乙及び乙の委託事業者は甲の指示する規律に従わなければならない。

6 甲は、乙及び乙の委託事業者が甲の事務所内にて作業を実施する際に、本業務の実施に必要な什器及び電力等の無償使用を認めるなど業務の遂行に協力するものとする。

7 甲は、乙及び乙の委託事業者が作業を行うに際し、必要となる情報等を乙及び乙の委託事業者に提供するものとする。ただし、個人情報等の秘密情報及び提供することにより甲に不利益を招く情報に関しては、この限りでない。

8 甲は、必要に応じ、乙と協議の上、甲の職員をして作業について立会い、乙の履行状況を監督させる事ができる。

(秘密保持)

第4条 乙及び乙の委託事業者は、前条第4項に定める立入り及び作業の実施に際して知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏洩してはならない。

2 前項の規定に違反した場合、乙が一切の責任を負うものとする。なお、この際の賠償額は第6条の範囲外とし、甲は被った損害に応じた賠償額を請求することができる。

3 前2項の規定は、本契約の契約終了後といえども同様とする。

(追完責任)

第5条 引き渡された成果物等がその種類、品質または数量について契約の内容に適合しない場合、乙は無償でこれを修補、代替品又は不足分を甲へ引き渡すことで追完する責任を負うものとする。

2 前項の追完責任は、引き渡しの日から1年間とする。ただし、甲が契約に適合しないことを知った日とその期間に属し、その翌日を起算日とした1年間についても乙は追完責任を負うものとする。

(損害賠償)

第6条 委託業務の実施に際して、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害が生じた場合、甲は乙に対して本契約の契約金額の限度内で損害賠償請求をすることができる。ただし、他の条項にて特に定めのあるものに関しては、この限りでない。

2 乙は甲以外の第3者に損害等を与えた場合には、乙の責任においてその損害等を賠償しなければならない。

(検査)

第7条 乙は、委託業務を完了した際は、遅滞なく完了報告書を甲に提出するものとし、甲は提出された完了報告書を基に検査しなければならない。

2 甲は、前項の検査を行い、委託業務の完了を確認したときは、遅滞なく検査合格書を作成し、乙へ交付しなければならない。

3 検査に際し、乙の業務の全て又は一部が契約に違反若しくは不当である場合は、乙は無償でこれを修補するものとし、甲の指定する期日までに完了させなければならない。なお、再検査については前2項の規定を準用する。

4 第1項及び第2項は部分完了検査の場合に準用する。

(引き渡しと契約金の支払い)

第8条 乙は、前条第2項の検査合格書の受領後に遅滞なく成果物を甲に引き渡した上で、契約金を甲に書面にて請求するものとする。

2 甲は、適法な請求書の受領後、30日以内に契約金を支払うものとする。

3 前2項は部分払を行う場合に準用する。

(遅延賠償金)

第9条 乙に履行遅滞がある場合、契約金額に年率2.6パーセントを乗じて得た額の遅延日数分を、遅延賠償金として甲は乙に請求できる。ただし、甲が乙の履行遅滞に特別の理由があると認めるときには、その一部又は全部を免除することができる。

2 前項の規定は、甲の損害賠償請求を妨げるものではない。

(データの提出と消去)

第10条 乙は、委託業務の終了後、乙が保管している遂行上必要な甲に関するデータを直ちに完全消去することとし、それを保持してはならない。ただし、付帯して保守契約を締結する場合、または成果物の保証等に必要な場合は、この限りではなく、必要な範囲に限ってそれを保持することができる。

2 前項ただし書の事由により、甲に関するデータを保持する場合は、その事由の消滅をもって、直ちに乙は前項に基づく対応を行わなければならない。

(契約の変更)

第11条 甲は必要がある場合には、乙と協議の上、この契約の内容を変更することができる。

2 変更に係る協議は甲または乙から協議書にて、申し入れるものとする。

3 協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

4 期間の延長については、第9条、第12条または他の違約金等の定めに該当する場合には、原則行うことができない。ただし、それらが全部免除される場合はこの限りではない。

(解除等)

第12条 乙が、次の各号のいずれかに該当する場合、甲はこの契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく契約を履行しないとき。

(2) 契約の履行に当たり、甲の指示に従わないとき。

(3) 契約の締結又は義務の履行について不正の行為があったとき。

(4) 第3号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき又は契約の目的を完全に達することができないと認められるとき。

(信義)

第13条 甲及び乙は、甲の業務が日々円滑に遂行されるよう連絡を密にし、信義を重んじて本契約を履行するものとする。

(協議)

第14条 この契約に定めのない事項又はこの契約履行につき疑義を生じた場合は、法令その他別に定めるもののほか、甲及び乙双方で協議し、決定するものとする。

(訴訟等)

第15条 この契約について訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。